

参加表明書に関する質問・回答

○伊那新校及び小諸新校施設整備事業 基本計画策定支援業務委託プロポーザル

| No. | 質疑 | 回答 |
|-------------------------|--|---|
| 《参加資格要件（設計業務の実績）に関すること》 | | |
| 1 | <p>実施要領 IV参加者の資格要件 1参加資格 (2) 配置技術者 ア単体参加者の場合 区分 (ウ) (カ) の従事した立場を証明する資料について、重要事項説明書や建築士法第22条の3の3の規定に基づく書面、担当技術者届以外で、どのような書類が認められるか。例えば、押印のある打合せ記録の写しや図面、また所属組織発行の業務従事証明書は実績として承認をいただけるか。</p> | <p>建築士の責任と権利に関わる重要な与件でもありますので、重要事項説明書や建築士法第22条の3の3の規定に基づく書面、担当技術者届などの書類を基本とさせていただきます。</p> <p>実施要領（別冊）別P-29の書面も用意しておりますので、そちらをご活用ください。</p> |
| 2 | <p>建築（意匠）主任担当技術者の要件（カ）に関して、500㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務の実績があること。とあるが、実施設計までの業務が完了していれば建物自体が未完成でも実績に含まれるか。具体的には、確認申請を行い着工していたが、融資がおりなかった都合で工事が完了せず事業が止まってしまった物件で、設計業務自体は完了していた場合は実績となるか。</p> | <p>基本設計及び実施設計が完了していれば参加資格要件における設計業務の実績とすることは可能です。</p> |
| 3 | <p>1. 「(1)参加者の人格等の区分ウ」について、当事務所の実績として、町の発注によるPFI事業による健康増進施設があります。本施設の確認申請上の主要用途は公衆浴場としていますが、施設内にスポーツ練習場（法別表第1（三）項）、飲食店（カフェ）（法別表第1（四）項）があります。また、本施設は町民のための公民館のような役割を備えており、十分に公共性を有する建築だと思われませんが、実績としてご承認いただけるか。なお、公衆浴場部分と飲食店部分を除いた延べ面積は1,350㎡程度である。</p> | <p>含まれるものと判断します。</p> <p>判断に困る場合は、事務局に個別にご相談ください。</p> |

| | | |
|------------------------|--|---|
| 4 | <p>実施要領IV-1(1)ウ</p> <p>公共性を有する建築物とあるが、建築基準法別表第1(一)項、(二)項若しくは(三)項の用途に供する建築物であれば、民間発注の建築物も対象に含まれるということが良いか。</p> | <p>建築基準法別表第1(一)項、(二)項若しくは(三)項の用途に供する建築物であれば、公共施設と民間施設の別は問いません。</p> |
| 5 | <p>様式2-2 3設計実績</p> <p>(1)法人の実績と(2)の管理技術者の実績には異なる物件を記載しても良いか。</p> | <p>それぞれ異なる設計実績としていただいて構いません。</p> |
| 6 | <p>管理技術者の実績と法人の実績に記入する作品は、同じ作品で良いか。</p> | <p>法人にあっては元請として、管理技術者にあっては管理技術者若しくは担当技術者(建築意匠)としての設計の実績があれば、同一の設計実績としていただいて構いません。</p> |
| 7 | <p>記載する業務実績は海外における実績でも構わないか。</p> | <p>構いません。</p> |
| 8 | <p>実施要綱別冊P6-2-※3</p> <p>『現所属における実績に限らず、前・元所属における実績を含めることができる。～中略～((2)イ(ウ)及び(2)イ(カ)において同じ。)]と記載が有りますが、参加者の人格等欄の(1)ウについては現職での実績のみ認められるという認識で宜しいでしょうか。</p> | <p>実施要領IV-1(1)ウについては技術者としての実績でなく、参加者である法人(又は個人)が元請として行った設計業務の実績を求めています。</p> |
| 9 | <p>実施要綱別冊P7-3参加表明書の提出及び取り扱い等-(1)提出書類-イ</p> <p>IV-1(1)ウ、IV-1(2)ア(ウ)、IV-1(2)ア(カ)、IV-1(2)イ(ウ)、IV-1(2)イ(カ)の実績で重複する実績を記載する場合、実績証明書類は重複分はまとめて1部としてもよろしいか。</p> | <p>重複する実績を記載する場合は、重複する実績証明書類は1部のみ提出で構いません。</p> |
| <p>《様式・添付書類に関すること》</p> | | |
| 10 | <p>(様式2-2)参加表明書(共同企業体)3設計実績(2)管理技術者の実績について、プロポーザル実施要領IV-1(2)イ(ウ)、イ(カ)に該当するもの、とありますが、イ(カ)は延床500㎡以上ですが、こちらを記入しても良いか。また、イ(カ)を記入可の場合、延床1,000㎡以上の実績に対して、面積が小さいという理由で減点対象になる可能性はあるか。</p> | <p>実施要領IV-1(2)イ(ウ)の内容が正です。ホームページに掲載している様式2-2について修正しましたのでご確認ください。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| 11 | <p>(様式2-2) 参加表明書(共同企業体) 4 その他の主要な配置予定技術者について、5 人分の欄が用意されていますが、欄を増やして よいか。また、可能な場合、複数枚に跨っ ても良いか。</p> | <p>欄を追加していただいて構いません。 また、追加した結果、様式2-2の枚数が増 えても問題ありません。</p> |
| 12 | <p>様式2-1,2-2 3設計実績 業務履行期間の欄は基本設計開始年月日と実 施設計完了年月日を記載すればよろしいか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 13 | <p>3_設計実績/(2)及び(3)内の「業務履行期 間」は、工事に関わる全体の業務期間のなか で当該担当者がその業務を履行した期間を記 載するものと考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>基本設計業務の開始を始期とし、実施設計業 務の完了日を終期としてください。</p> |
| 14 | <p>様式2-1,2-2 4その他の主要な配置予定技術 者 『※プロポーザル実施要領IV-1(2)で配置 を求める技術者(1の配置予定技術者)以外 に配置する建築(意匠)に關与する主要な技 術者を、任意に記載してください。』と記載 が有りますが、構造・機械・電気・積算の主 任担当技術者ではなく、本業務に従事する管 理技術者・建築(意匠)主任担当技術者以外 の(意匠)担当技術者を記載するという認識 で宜しいか。</p> | <p>貴見のとおりですが、構造、機械等の配置予 定技術者も記載いただいて構いません。</p> |
| 15 | <p>参加表明書 3 設計実績の証明する資料とし て、「履行」の証明として契約書の写し。 「規模・用途」の証明として確認済証の写 し。(2)管理技術者(3)建築(意匠)主任担当 技術の当時の「業務上の立場」の証明として PUBDIS等の登録がない場合、発注者に提出 した業務主任技術者(管理技術者)選任通知 書もしくは、技術者一覧表の写しを添付すれ ばよいと考えて宜しいか。</p> | <p>「参加者の人格等」及び「配置技術者」の参 加資格に該当することが分かる記載があれば、 ①契約書の写し、②確認済証の写し、③ 発注者に提出した業務主任技術者(管理技術 者)選任通知書若しくは技術者一覧表の写し を設計実績を証明する資料として提出いた だいて構いません。</p> |
| 16 | <p>別-7 3 参加表明書の提出及び取扱い等(1). イ.2002年4月1日から公告日の前日までに 完了した次のいずれかの設計業務の実績を証 する書類は、業務委託契約書及び業務完了の 検査に係る通知書の写しで宜しいか。</p> | <p>参加者の人格等及び配置技術者の参加資格に 該当することが分かる記載があれば、業務委 託契約書及び業務完了の検査に係る通知書の 写しで構いません。</p> |
| 17 | <p>参加表明提出書類一式はステープラ綴じは不 要という認識で宜しいか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| 18 | 参加表明書の参加資格証明書類に「建築士事務所登録通知書」があるが、「建築士事務所登録証明書」でも問題ないか。 | 問題ありません。 |
| 19 | 実績を証する書類は、実績を前職場からの実績とする場合、契約書の写し等の準備が厳しいため、参考様式を活用し証明していただいた書類のみでよいか。 | 前・元職場の実績を参加資格に係る実績とする場合、当該実績を証明する書類は参考様式を活用した証明書類のみで構いません。 |
| 20 | 「(参考様式)実績証明に関する書類」について、こちらの様式をそのまま利用し、空欄部を埋めるかたちで提出すればよいのか、あるいは「記」以下をこちらで別に作成した書面にコピーした上で提出すべきか教えていただきたい。「記」より上にある記述が最下段の署名する人物によるもののような書面にもなるため、確認を希望する。 | 参考様式をそのまま利用し、空欄部を前・元所属の責任者に記載いただき提出いただければ構いません。 |
| 21 | 「(参考様式)実績証明に関する書類」について、署名のみでよく押印は不要と考えてよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 22 | 「(参考様式)実績証明に関する書類」について、松本養護学校のプロポーザルの質疑回答6を参考として、氏名の記載のある建築雑誌の写しなどにかえることでもよろしいでしょうか。 | 前・元所属における設計の実績を証する書類として建築雑誌の写しを提出いただく場合は、当該配置技術者が前・元所属に所属していたことが分かる書類を提出してください。 |
| 23 | 松本養護学校及び若槻養護学校施設整備プロポーザルの参加表明書において、『「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類』を提出しており、同等の資格を有することの確認を受けた者については、本プロポーザルにおいても同等の資格を有する者とし、改めて書類を提出する必要はないと考えてよいか。 | 6月27日に公告した「松本養護学校（若槻養護学校）施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル」に参加表明書を提出いただき、長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格と同等の資格を有することの確認を受けた者については、次の書類を提出していただくことで本プロポーザルにおける当該確認を受けるための書類を提出したこととみなします。 ・松本養護学校若しくは若槻養護学校のプロポーザルにおいて参加資格を有することの確認を受けた旨の通知（写し） |
| 24 | 実施要領（別冊）別P-35(1)ウ主たる営業所のみであるため、社内規則又は委任状及び常駐する配置職員を記載した書類の提出は不要と考えて良いか。 | 貴見のとおりです。 |

| | | |
|----|---|--|
| 25 | 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類の内、謄本および納税証明書に期日はあるか。 | 資格審査基準日の3カ月以内に発行されたものとしてください。 |
| 26 | 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類の内、法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書（法人業者はその3の3）の原本は、伊那新校プロポーザルと小諸新校プロポーザルと参加する場合、それぞれ1通必要か。 | 「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」がない者であって、「伊那新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル」及び「小諸新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル」の両方に参加いただく場合、様式12については両方に提出いただきますが、様式13～18はいずれか一方のみの提出で構いません。 |
| 27 | 提出する損益計算書に記載ある合計金額にはまちづくりコンサルタント業務も含まれるため、様式16の金額と合計金額が異なるが良いか。 | 様式16については、余白部分にご質問の内容を記載の上、提出してください。 |
| 28 | 『「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類』について、[別-36]に「(2)建設コンサルタント等の業務(個人)」については「資格要件確認書類ア～ト参照」とあるが、[別-36]はア～ツまでしかなく、また【提出書類確認票】(様式13)の内容とズレがある(ウ、クがありません)。いずれを正と考えればよいか。様式としては様式13の通り、15を除いた12/13/14/16/17/18を提出すればよいか。 | 実施要領(別冊)P別-36のア～ツが正です。ホームページに掲載している実施要領(別冊)及び様式を修正しましたのでご覧ください。 |
| 29 | 『「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類』について、従業員がおらず専従者のみの場合、(様式13(個人))内ス/セ/ソ/タは提出不要と考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 30 | 『「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類』について、(様式13(個人))内サ「長野県内の市町村・県民税の納税証明書」は長野県内に納税していない場合は提出不要と考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |

| | | |
|--------------------------|--|--|
| 31 | 『「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類』について、(様式13(個人))内ケ「長野県税の納税証明書」は[別-36]キの通り長野県に納税義務がある場合のみ必要と考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 《実施要領・実施要領(別冊)の記載に関すること》 | | |
| 32 | 実施要領Ⅲ日程について、質問(一次審査に係るもの)の回答が8月30日となっておりますが、回答から一次審査書類提出まで日数が少ないように感じます。質問(参加表明に係るもの)の際に、一次審査に係る質問も許容いただき、順次回答いただくということはできないか。 | 一次審査に係る質問の受付期間を8月12日(金)から8月26日(金)までとします。また、いただいた質問に関しては、回答期限を待たずに順次回答します。 |
| 33 | 実施要領Ⅲ 質問への回答(一次審査に係るもの)が一次審査の提出の直前であり、提案書の作成スケジュールに大きく影響がでることを危惧している。もう少し(例えば1週間~10日ほど)回答を早めていただくことはできるか。 | |
| 34 | 実施要領(別冊)P別-2 4 予定工事費 予定工事費に既存の解体工事費は含まれるか。 | 含まれます。 |
| 35 | 実施要領(別冊)P別-4 8 耐震性能、環境配慮性能(2) 『ZEB』を目標とするとあるが、Nearly ZEBやZEB readyなど別のランクを目標とする想定はあるか。 | 実施要領(別冊)のとおり、『ZEB』を目標とします。 |
| 36 | 二次審査書類の提出期限と必着/当日消印有効の別について記載がないが、二次審査通過者にのみ通知されるという認識で宜しいか。また、一次審査書類とはどのような性格の違いをお考えか。 | 二次審査書類の提出期限等については貴見のとおりです。また、性格の違いについては、実施要領(別冊)P別-17~19及び関連様式の注意書をご覧ください。 |
| 《その他》 | | |
| 37 | 伊那新校、小諸新校のうち伊那新校のみ、若しくは小諸新校のみの応募でも問題ないでしょうか。 | いずれか一方のみに参加いただくことについて問題ありません。また、両方への参加も可能です。 |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 38 | 第2 グランド予定地（現伊那弥生ヶ丘高等学校第二グラウンド）の設計も提案に含まれるか。 | 提案に含まれません。 | |
| 39 | 協力事務所は他の提案者と重複可能か。 | 本プロポーザルの主たる参加者である組織に所属する場合は重複は認められませんが、協力事務所に所属する場合は、重複が可能です。 | |
| 40 | 構造の主任技術者（協力事務所）は他の参加者と重複しても問題ないか。 | | |
| 41 | 実施要領IV-1(2)（注意） 協力事務所に業務の一部を再委託する場合、他の参加者と協力事務所が重複することは可能か。 | | |
| 42 | 協力事務所が他の参加者の協力事務所として重複参加することは可能という認識で宜しいか。 | | |
| 43 | 構造の主任技術者（協力事務所）は他の参加者と重複しても問題ないか。 | | |
| 44 | 主任担当技術者が所属する協力事務所は他の参加者の協力事務所と重複は可能か。 | | |
| 45 | 管理技術者、意匠主任技術者以外の主任技術者（構造、機械、電気、積算、その他）について、配置予定の協力事務所が、他の参加企業と重複して応募することは可能か。 | | |
| 46 | 現地説明会に参加することが出来なかったのですが、説明会で配布された資料があれば、参加表明書に係る回答時に提供いただけるか。 | | 現地説明会において配布した資料については別途ホームページで公表します。 また、現地説明会でいただいた質問の回答についても同様です。 |
| 47 | 共同体協定書（案） 現段階で分担業務額を決定することは難しいため、分担業務額の記載の無い共同企業体協定書を提出しても良いか。 | | 分担業務額が未定の場合は、代表構成員を明確にするため、出資比率が分かるようにしてください。 |
| 48 | 敷地の高低差が分かる資料を提供いただくことはできるか。 | 詳細な高低差はお示しできませんが、敷地内の状況を別添「敷地内高低差概略」のとおり作成しましたのでご覧ください。 | |
| 49 | 敷地に関して、敷地内外の地形やレベル（高低差）の情報がわかる資料があれば提供いただきたい。 | | |

| | | |
|----|---|---|
| 50 | 現況配置図や平面図、敷地高低差の分かる図面、インフラ図などCADデータを開示頂けるか。 | CADデータは開示・提供しません。 |
| 51 | 生徒数について教えてほしい。 | 令和3年度までの情報はホームページで公表しています。 ○県ホームページ |
| 52 | 各校における、現在までの在籍生徒数の推移がわかる資料があれば提供いただきたい。 | https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/koko/gyose/zenpan/tokei/ko/koukouyouran.html |
| 53 | 評価基準や各テーマの配点表など開示頂けるか。 | 今回の事業は比較的長い期間を要するものであること、学びを含めた新しい価値を創造しようと考えているなどから、評価基準の数値化を急ぐあまり、本質的な議論がなおざりにならないようプロセスに関しては多面的な議論を重ねてまいりました。その結果、いただいた資料を基に、審査委員会において丁寧に議論を重ねていく上で、求められる設計者を絞り込んでいく方式を採用しております。提出いただく審査書類をもとに総合的に審査する予定です。審査過程については、できるだけ詳細に開示する予定ですので、ご理解いただければ幸いです。 |
| 54 | 既存建物に関して、各棟の竣工年・高さ等の情報を提供いただきたい。 | 各棟の竣工年について資料1に追記しましたのでご覧ください。 |